

／ あきらめないで、まずご連絡ください 無料です ／

ひとり親家庭等 自立支援センター

離婚前や離婚後の悩み
についてお答えします

養育費の不払い
対策について支援します

ひとり親家庭への
生活面全般の
相談を受けます

養育費の取決め
について対応します

自立に向け様々な
支援策をお話
します

申立書等の作成
について相談を
受けます

ひとり親家庭等
自立支援センター

女性専門相談員による自立相談支援
弁護士による養育費相談

お問合せ・ご相談は

☎029-221-8497

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

茨城県母子・父子福祉センター
茨城県ひとり親家庭等自立支援センター

〒310-0065 水戸市八幡町 11-52

URL <https://www.ibaboren.or.jp>

ひとり親家庭等自立支援センターとは

ひとり親家庭等の父母及び離婚をめぐる課題を抱える父母等の自立のため、地域での生活等支援や養育費の確保の推進を行います。茨城県母子寡婦福祉連合会が運営しています。

生活面全般をお悩みの方



女性専門相談員による自立支援相談

ひとり親家庭等への生活面全般に関する相談を受け、自立に向け様々な支援策をお話します。官公庁に提出する書面の作成支援も行います。

※自立支援相談を踏まえ、養育費確保を目指す場合は、弁護士による養育費相談へ移行します。

養育費確保をめざす方



弁護士による養育費相談

養育費確保のための弁護士による専門相談です。相談者の個別ケースに応じて、不払い時の対応や、支払いの履行・強制執行に向けた支援などを行います。

※必要に応じ、法テラスの利用を案内します。

【ご利用にあたっての留意事項】

- ・自立支援相談の面談は1件の相談につき2回(1回60分)までとなります。
※利用者の希望によっては、面談をメールに代えることができます。
- ・養育費相談の面談は1件の相談につき2回(1回60分)までとなります。
※利用者の希望によっては、面談を電話に代えることができます。

利用回数を超えて相談を続けたい場合や、本事業の対象とならない支援を希望される場合は、
自費での相談・支援を受けることができます。

ひとりで悩まず、まずはお電話ください。女性の相談員がお電話にて相談対応いたします。
その上で、専門的な相談をご案内いたします。

お問合せ・ご相談は

☎029-221-8497

茨城県母子・父子福祉センター

茨城県ひとり親家庭等自立支援センター

〒310-0065 水戸市八幡町11-52

URL <https://www.ibaboren.or.jp>